

農林水産政策研究所交渉(全農林労働組合総研分会)

議事要旨

1. 開催日時：平成27年7月22日(水) 12:15~12:55
2. 会場：農林水産政策研究所セミナー室(ドアNo. 927)
3. 出席者：

農林水産政策研究所	山下 正行 所長
同	出田 安利 企画広報室長
同	佐伯 弘一 総務部長
同	古瀬 潔 庶務課長
同	小林 玄 庶務課人事厚生係長

全農林労働組合総研分会	小野 智昭 執行委員長
同	須田 文明 副執行委員長
同	高橋祐一郎 書記長
同	中島めぐみ 会計長

4. 議題：全農林労働組合総研分会提出 別添「要求書」

5. 議事概要

(古瀬庶務課長)

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉において、全農林労働組合総研分会から提出された要求事項のうち、1、2、3、4、5、6及び13を交渉対象事項と整理し、それ以外の事項については、要望事項として承るとの整理とした。

(高橋書記長)

整理は予備交渉で確認しており、承知した。

それでは、要求内容は、既に当分会執行委員長から提出をしている要求書のとおりであるが、交渉に当たり、執行委員長よりその概要を説明させていただく。

(小野執行委員長)

1点目は、前回の要求に際しても掲げさせていただいたが、超過勤務の状況について所内で情報共有を図り、実際に超過勤務が発生した場合には、削減に向けて対策を講じていただきたい。

また、特に実際に長時間の超過勤務を行っている職員がいるのかどうかについてもお伺いしたい。

2点目は、現在実施されている朝型勤務であるが、職員の希望あるいは自発的な選択を踏まえた割り振りを行って欲しいということである。当初実施期間である2か月間全体を通して朝型勤務にしなければならないと受け止められるような指示で一部が

混乱したことから、今後このようなことのないようお願いしたい。

3点目として、領域内など各部門内の職員ではある程度コミュニケーションを図る機会があるが、部門間等の関係がやや希薄ではないかと感じている。この解消にはレクリエーションを通じたコミュニケーションが極めて有効と思われることから、その実施をお願いしたい。

4点目として、10月から総務部長が廃止され、これまで総務部長が行っていた業務を所長が担うということになると聞いているが、実際の業務が円滑に実施できるのかということについてお伺いしたい。

5点目は、技術的な問題もあるとは思うが、冷房や送風が部屋によって差があり、十分効果が出ていないところがあるという声が多くの職員から寄せられている。所内の空調の状況について職員への聞き取り等も含めて今一度調査をいただき、改善をお願いしたい。

6点目として、災害時や急病人の発生時について、マニュアル等はあるものの、人事異動等で引き継ぎがうまく行われていないといったことも考えられるため、改めて周知徹底をお願いしたい。

13点目は、所長として、管理職それぞれが職員とのコミュニケーションを大切にし、この研究所が明るく働きがいのある民主的な職場となるようにしていただきたい。

以上が要求の趣旨、背景等である。組合員の切実なお願いとして真摯に受け止めていただき、ご回答をお願いしたい。

(古瀬庶務課長)

それでは山下所長から回答をさせていただく。

(山下所長)

まず、超過勤務の縮減について積極的かつ継続的に取り組むことは、非常に重要であると考えている。具体的な取組として、超過勤務縮減キャンペーン週間において職員の意識の向上を図るとともに、グループウェアのサイボウズで業務スケジュールを共有化し、各部門間の連携の推進を図る、あるいは各勤務管理者間で超過勤務の実施状況を把握することで問題意識の共有化を図る、定時退庁日である毎水曜日及び金曜日には庁内放送での定時退庁の呼び掛けを行う、所内の週間予定表に定時退庁日を明記するなど取り得る方法を通じて、職員が退庁をしやすい職場環境の形成に努めてきたところである。

「夏の生活スタイル変革」いわゆる「ゆう活」については、政府を挙げて実施しているところであり、農林水産省においても出来得る限り多くの職員に取り組んでいただきたいと考えている。このため、取組の単位を5日間とし、少しでも多くの職員が取り組み易いようにするとともに、フレックスタイム制度の適用のある研究職あるいは保育園への送迎や遠距離通勤者等「ゆう活」への取組が困難な者については、対象外としている。具体的な勤務時間の割り振りの検討に当たっては、業務に支障が生じないよう、各職場において業務の特性や対応する職員の希望又は自発的な選択等を踏まえた上で調整を行い、各職員に時間を割り振ったところであり、強制的なものでは

なく、それぞれの事情に応じつつ可能な限り対応いただきたいと考えている。併せて、朝早く出勤し、夕方早めに退庁することが本取組の目的であり、夕方に退庁することができず本取組のためにかえって超過勤務が増加するということでは、本来の趣旨に反するので、その様なことのないよう、今後とも勤務管理を徹底していきたいと考えている。

職員の福利厚生のためのレクリエーションの実施については、関係予算の要求を行わないこととなっているなど種々の制約はあるが、福利厚生にこだわらなければ、有志が自ら経費負担をするなど工夫することで実施が可能であると思うので、積極的に対応していきたいと考えている。

当所の総務部長職はご承知のとおり10月1日をもって廃止され、1部2課の体制から庶務課及び会計課が所長直轄の2課体制となる。具体的な業務のあり方については現在検討中であるが、総務部長が廃止されても業務の運営に支障がないよう、所長自らが責任をもって業務に参画することとしたい。

空調の問題については、昨年度の予算で各執務室の送風口に気流拡散装置を設置し、更に、暖房の効果の低いところへはデスクヒーターを購入し配付するなどの対策を図ったところである。また、スタンド型扇風機を購入したので、今後、所内の空調の状況を調査の上、特に冷房の効きの思わしくない執務室に配付予定である。なお、本庁舎は空調設備も含め老朽化しているため、管理官庁に対して機会ある毎に抜本的な改修を要望して参りたい。働く環境というのは仕事の効率に影響をするものであることから重要な問題であると考えており、所内の空調状況の調査についても早めに実施したい。

災害時や急病人発生時の対応については、当所が入居する合同庁舎でも防災対策要領や災害対応マニュアルを作成しており、また、当所においても災害発生時における職員の安全の確保や業務への影響を最小限に留めるため業務継続計画を策定している。これにはグループウェアのサイボウズを開くと常時閲覧ができるようになっており、新たに当所の職員になった者も含めて改めて周知を行い、その一層の徹底を図ったところである。

急病人の発生時には当然のことながら迅速に救急車を呼ぶことが重要であるが、その到着までの間の救命措置も極めて重要であることから、合同庁舎で実施している救命訓練に職員を参加させる等積極的に対応して参りたい。

なお、本合同庁舎地下1階や本省の3階には診療所があるので、急病以外の場合でも体に不調を感じた時には活用をしていただきたい。

職員とのコミュニケーションの重要性については、まさにこれまで私が管理職になって心掛けていることであり、風通しの良い職場を作ろうと考えているところである。所長室にはいつでもお越しいただき、雑談でもして帰っていただければと考えているし、私の方からも種々の機会を捉えてコミュニケーションを積極的に図って参りたい。

(小野執行委員長)

所長が超勤削減について努力していただいていることは良く存じているが、前回の

当局交渉以降、実際に長時間超過勤務をされた職員はいるのか。

(古瀬庶務課長)

長時間というのをどの程度と捉えるかにもよるが、今年度は健康管理上の目安となっている月50時間を超えた職員はいない。

(小野執行委員長)

当所は、通常の勤務体系の事務部門とフレックスタイム制度が適用される研究部門とが一体となって業務を進める必要があるが、ゆう活を実施している事務部門とゆう活の対象外となっている研究部門の勤務時間にずれが生ずるため、具体的な問題が発生しているわけではないが、すれ違いがちになったというような感想を持つ職員もいるようである。特定の部門や職員に負担が掛かることのないようにしていただきたい。

(山下所長)

ゆう活は実施することで退庁時間を早め、一日の時間を有効に使うことにより、ワークライフバランスを実現するだけでなく、その取組みを通じて業務の無駄を排除してその効率化を図ることも大きな目的の一つとなっている。業務の遂行に大きな支障を来しては、本末転倒であり、個別具体的な問題が発生した場合には、速やかに対応させていただくこととしたい。

(小野執行委員長)

所長がコミュニケーションを重視していることは十分承知しているが、現在問題が起こっているということではないが、所長だけでなく他の管理職もそれぞれの職員との間のコミュニケーションを今後とも十分図っていただき風通しの良い職場としていただくようお願いしたい。

(山下所長)

本日は、超過勤務の縮減や「ゆう活」への取組みなど勤務時間に関する問題、コミュニケーションが円滑な業務遂行に果たす役割、空調など職場環境に直接関わる問題など幅広くお聞かせいただいた。

いずれも職員が業務を円滑に遂行するために不可欠なものであり、今後とも、本日の交渉をしっかりと踏まえ、当所が働きやすい職場となるよう、引き続き努力して参りたい。

(古瀬庶務課長)

以上をもって本日の交渉を終了する。

14 総研分会要求第2号
2015年7月16日

農林水産政策研究所長
山下正行 殿

全農林労働組合総研分会
執行委員長 小野智



要　求　書

私たち農林水産政策研究所に働く組合員は、研究機関に働く者の自覚と使命のもと、農林水産業の円滑な発展をめざし、日夜自らの職務遂行に邁進しているところです。

今般、私たちは、組合員からの意見を収集し、職場の労働諸条件の維持・改善について、下記のとおり要求事項を取りまとめました。

貴職におかれては、下記事項の解決に向け特段の努力をされるよう要求します。

記

- 1 職員の超過勤務の状況について、所内で情報を共有すること。また、長時間の超過勤務が発生した場合には、その削減に向けすみやかに対策を講じること。
- 2 「夏の生活スタイル変革」の実施における朝型勤務の勧奨に当たっては、職員の希望又は自発的選択を踏まえた割り振りを行うこと。
- 3 職員の福利厚生のため、レクリエーションを実施すること。
- 4 総務部長廃止後の総務業務について、運営体制を明らかにすること。
- 5 冷房や送風の効果が乏しい、冬季に冷風が送られる等、執務室によって空調が十分機能していないことから、各室の空調の機能について調査し、職員の意見を聞いた上で、必要な整備を行うこと。
- 6 災害時や急病人発生時の対応については、異動によって新たな職員となった者に特に配慮し、引き続き全職員に周知するとともに、万全を來すこと。
- 7 人事交流・人事異動は、引き続き職員の希望や事情を尊重すること。
- 8 研究職4級・5級の定数を実態に合わせて拡大すること。
- 9 再任用について所としての方針を明らかにするとともに、勤務時間、職種については、本人の希望どおりとすること。
- 10 研究職の採用は、パーマネントによるものをメインに行うこと。

- 11 任期付き研究職の採用は、当面の研究課題のみではなく、中期的な計画をもって行うこと。
- 12 任期付き研究職の任期は、柔軟に対応すること。特に、任用後においては、課題の進捗状況や必要性に応じて、任期の延長を行うこと。
- 13 今後も、所長として、管理職と職員のコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

以上